ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用でないものに関する事項
切り身にしたふぐ、ふぐの精巣及びふぐの皮であって、生食用のものに関する事項
冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項
生かきに関する事項

別記様式一（第八条関係）

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
子計量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備考

1　この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名称」と表示することができる。

2　添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

3　原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。

4　消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「消費期限」を「賞味期限」とする。

5　食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。

6　原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。

7　消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。

8　第八条第四号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合にあっては、この様式中、名称の事項を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。

9　第三条第二項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあっては、同表の中欄に定める事項、第三条第三項により省略できる事項又は第五条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。

10　この様式は、縦書とすることができる。

11　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

12　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

別記様式二（第八条、第十二条、第三十五条関係）

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

備考

1　食品単位は、100ｇ、100ml、１食分、１包装その他の１単位のいずれかを表示する。この場合において、１食分である場合は、１食分の量を併記して表示する。

2　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

3　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。

4　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

別記様式三（第八条、第十二条、第三十五条関係）

栄養成分表示 食品単位当たり	
熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
―飽和脂肪酸	g
―ｎ－３系脂肪酸	g
―ｎ－６系脂肪酸	g
コレステロール	mg
炭水化物	g
―糖質	g
―糖類	g
―食物繊維	g
食塩相当量	g
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、ｎ－３系脂肪酸、ｎ－６系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg

備考

1　食品単位は、100ｇ、100ml、１食分、１包装その他の１単位のいずれかを表示する。この場合において、１食分である場合は、１食分の量を併記して表示する。

2　この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。

3　栄養成分の量及び熱量であって一定の値を０とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。

4　糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。